

船舶インシデント調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月5日 09時00分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市鳥取港北北西方沖 鳥取港第1防波堤東灯台から真方位326° 3.7海里付近 （概位 北緯35° 36.1′ 東経134° 08.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートH.H.Hは、漂流中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート H.H.H、5トン未満（長さ6.93m） 272-14581鳥取、個人所有 船外機、出力110.30kW、連続最大回転数毎分5,500、 使用燃料ガソリン、4気筒、ボア94mm、製造年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、漂流中、釣り場の移動目的で船外機を始動しようとしたものの、船外機が始動できず、運航不能となった。 本船は、船長が船外機を点検したものの原因がわからなかったため、118番で海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航されて帰港した。 本船は、本インシデント後、機関修理業者が点検を行ったところ、燃料油こし器がゴミ等で目詰まりしていた。 船長は、燃料油こし器の点検及び清掃を約1年間行っていなかったため、今後は点検及び清掃の回数を増やそうと、本インシデント後に思った。
分析	本船は、船外機の燃料油こし器の清掃が約1年間行われていない状態で、漂流中、船長が船外機を始動したものの、同こし器がゴミ等で目詰まりしたことから、燃料の供給が行われず、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、船外機の燃料油こし器の清掃が約1年間行われていない状態で、漂流中、船長が船外機を始動したものの、燃料こし器がゴミ等で目詰まりしたため、燃料の供給が行われず、船

	外機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、燃料油こし器の点検及び清掃を頻繁に行うこと。